

## 馬瀬川上流漁業協同組合内共第32号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第32号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます、いわな、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい、あじめどじょう及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭又は郵送で、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
友 釣 り	竿は1本とし、掛け針の数はイカリ4本以内、チラン3本以内 リールの使用は禁止
雑魚竿釣り	竿はあまご・いわなは1本、その他の魚種は3本以内
た も 網	網枠の直径42cm以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
あまご・いわな	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
にじます・こ い・うなぎ おいかわ・あじめどじょう かじか	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
葛谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬惣島地区)	1月1日から 12月31日まで	全 魚 種
小川林谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬中切地区)		
里谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬中切地区)		
黒石谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬黒石地区)		
西無笹谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬黒石地区)		
一之谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬川上地区)		
松谷及びその支派川の全域 (高山市清見町大原地区)		
小原川及びその支派川の全域 (高山市清見町大原地区)		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご・いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	竿釣(友釣り)	3,000円	15,000円	3,000円
あまご・にじます いわな・こい うなぎ・おいかわ うぐい・あじめど じょう・かじか (以下「雑魚」 という。)	竿 釣 たも網	1,000円	5,000円	1,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	高校生以下	無料	無料	—
	女性 25歳未満の者 心身障害者（身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者） 75歳以上の者	1,500円	7,500円	3,000円
雑魚	高校生以下	無料	無料	—
	女性 25歳未満の者 心身障害者（身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者） 75歳以上の者	500円	2,500円	1,000円

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

平成29年5月16日変更認可

平成30年5月29日変更認可

別記様式第1号（第8条関係）

遊漁承認証 年釣

表

遊 漁 承 認 証	
承認期間	写 真
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
住 所	
氏 名	年 令
発行者 馬瀬川上流漁業協同組合 印	

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一度お買い上げの券はいかなる理由でも返券できません。</li> <li>2. 遊漁するときは必ず本証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは提示してください。</li> <li>3. 本証は他人に貸与してはいけません。</li> <li>4. 他の遊漁者に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。</li> <li>5. 本証は紛失しても再発行できません。</li> <li>6. 記載事項に、訂正、抹消のあるものは無効とします。</li> </ol>

遊漁承認証 日釣

表

遊 漁 承 認 証	
月	日 限
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発行者 馬瀬川上流漁業協同組合 印	

裏

遊 漁 承 認 証	
月	日 限
注 意 事 項	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一度お買い上げの券はいかなる理由でも返券できません。</li> <li>2. 遊漁するときは必ず本証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは提示してください。</li> <li>3. 本証は他人に貸与してはいけません。</li> <li>4. 他の遊漁者に迷惑をかけるような行為をしてはいけません。</li> <li>5. 本証は紛失しても再発行できません。</li> <li>6. 記載事項に、訂正、抹消のあるものは無効とします。</li> </ol>	

別記様式第2号（第10条関係）

漁場監視員証

表

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	生年月日
住所	
有効期限	
発行者	
馬瀬川上流漁業協同組合 印	

裏

注 意 事 項
1. 漁場監視を行うときは、必ず本証を携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 公正な態度で漁場監視を行うこと。
4. 遊漁者との対応はていねいにし遊漁の妨げにならないよう気を付けること。